

議案第 99 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 12 月 2 日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 27 年山陽小野田市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項及び第 3 項中「市長」の次に「又は教育委員会」を加える。

別表第 1 に次のように加える。

3 市長	乳幼児医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	ひとり親家庭医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	子ども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	多子世帯応援保育料等軽減事業に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	重度心身障害者医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 22 条の 3 に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの

9 教育委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
10 教育委員会	私立幼稚園就園奨励費補助金に関する事務であって規則で定めるもの
11 教育委員会	多子世帯応援保育料等軽減事業に関する事務であって規則で定めるもの
12 教育委員会	多子世帯に係る幼稚園保育料減免措置に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2の7の項中「児童扶養手当の支給に関する情報」の次に「(以下「児童扶養手当関係情報」という。)」を、「特例給付の支給に関する情報」の次に「(以下「児童手当関係情報」という。)」を加え、同表8の項中「支給に関する情報」の次に「(以下「生活保護関係情報」という。)」を、「規定する事項」の次に「(以下「住民票関係情報」という。)」を加え、同表に次のように加える。

9 市長	乳幼児医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		児童手当関係情報であって規則で定めるもの
		ひとり親家庭医療費助成に関する情報(以下「ひとり親家庭医療費助成関係情報」とい

		う。)であって規則で定めるもの
		子ども医療費助成に関する情報(以下「子ども医療費助成関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		重度心身障害者医療費助成に関する情報(以下「重度心身障害者医療費助成関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
10 市長	ひとり親家庭医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		児童手当関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		乳幼児医療費助成に関する情報(以下「乳幼児医療費助成関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		子ども医療費助成関

		係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
1 1 市長	子ども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		児童手当関係情報であって規則で定めるもの
		乳幼児医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		ひとり親家庭医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
1 2 市長	多子世帯応援保育料等軽減事業に関する事務であって規則で定めるもの	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支

		給に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
13 市長	重度心身障害者医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第27条第1項第3号の措置をいう。）に関する情報又は身体障害者福祉法（昭和25年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法

	(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの
	乳幼児医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
	ひとり親家庭医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
	子ども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第99号参考資料

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例新旧対照表

改正後	改正前								
<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機関</th> <th style="text-align: center;">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 市長</td> <td>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるも</td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるも	<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機関</th> <th style="text-align: center;">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 市長</td> <td>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるも</td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるも
機関	事務								
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるも								
機関	事務								
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるも								

	の
2 市長	山陽小野田市営住宅条例（平成17年山陽小野田市条例第165号）によるコミュニティ住宅に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	乳幼児医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	ひとり親家庭医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	子ども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	多子世帯応援保育料等軽減事業に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	重度心身障害者医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの
9 教育委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
10 教育委員会	私立幼稚園就園奨励費補助金に関する事務であって規則で定めるもの
11 教育委員会	多子世帯応援保育料等軽減事業に関する事務であって規則で定めるもの

	の
2 市長	山陽小野田市営住宅条例（平成17年山陽小野田市条例第165号）によるコミュニティ住宅に関する事務であって規則で定めるもの

1 2 教育 委員会	多子世帯に係る幼稚園保育料減免措置に関する事務であって規則で定めるもの
---------------	-------------------------------------

別表第2（第4条関係）

機関 (略)	事務 (略)	特定個人情報 (略)
7 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	<p>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「<u>児童扶養手当関係情報</u>」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「<u>地方税関係情報</u>」という。）であって規則で定めるもの</p>

別表第2（第4条関係）

機関 (略)	事務 (略)	特定個人情報 (略)
7 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	<p>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「<u>地方税関係情報</u>」という。）であって規則で定めるもの</p>

		母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの			母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの			児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの			介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自			障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自

		立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの			立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
8 市長	山陽小野田市営住宅条例によるコミュニティ住宅に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの	8 市長	山陽小野田市営住宅条例によるコミュニティ住宅に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの			地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの			住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する			生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する

		る情報であって規則で定めるもの			る情報であって規則で定めるもの
9 市長	乳幼児医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	<u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u> <u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u>			

<u>児童手当関係情報</u> <u>であって規則で定</u> <u>めるもの</u>
<u>ひとり親家庭医療</u> <u>費助成に関する情</u> <u>報（以下「ひとり</u> <u>親家庭医療費助成</u> <u>関係情報」とい</u> <u>う。）であって規則</u> <u>で定めるもの</u>
<u>子ども医療費助成</u> <u>に関する情報（以</u> <u>下「子ども医療費</u> <u>助成関係情報」と</u> <u>いう。）であって規</u> <u>則で定めるもの</u>
<u>重度心身障害者医</u> <u>療費助成に関する</u> <u>情報（以下「重度</u> <u>心身障害者医療費</u> <u>助成関係情報」と</u> <u>いう。）であって規</u> <u>則で定めるもの</u>
<u>生活に困窮する外</u> <u>国人に対する生活</u> <u>保護の措置に関す</u> <u>る情報であって規</u> <u>則で定めるもの</u>

10 市長	<u>ひとり親家庭医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>児童手当関係情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>乳幼児医療費助成に関する情報（以下「乳幼児医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u>

		<u>子ども医療助成関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</u>
11 市長	<u>子ども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u>

		<u>児童手当関係情報 であって規則で定 めるもの</u>
		<u>乳幼児医療費助成 関係情報であって 規則で定めるもの</u>
		<u>ひとり親家庭医療 費助成関係情報で あって規則で定め るもの</u>
		<u>重度心身障害者医 療費助成関係情報 であって規則で定 めるもの</u>
		<u>生活に困窮する外 国人に対する生活 保護の措置に関す る情報であって規 則で定めるもの</u>
12 市長	<u>多子世帯応援保育 料等軽減事業に関 する事務であって 規則で定めるもの</u>	<u>子ども・子育て支 援法による子ども のための教育・保 育給付の支給に関 する情報であって 規則で定めるもの</u>

		<u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</u>
<u>13 市長</u>	<u>重度心身障害者医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u>

児童福祉法による
障害児入所支援若
しくは措置（同法
第27条第1項第
3号の措置をい
う。）に関する情
報又は身体障害者
福祉法（昭和25
年法律第283
号）による身体障
害者手帳、精神保
健及び精神障害者
福祉に関する法律
（昭和25年法律
第123号）によ
る精神障害者保健
福祉手帳若しくは
知的障害者福祉法
（昭和35年法律
第37号）にいう
知的障害者に関す
る情報であつて規
則で定めるもの
乳幼児医療費助成
に関する事務であ
つて規則で定める
もの

ひとり親家庭医療
費助成に関する事
務であって規則で
定めるもの

子ども医療費助成
関係情報であって
規則で定めるもの

生活に困窮する外
国人に対する生活
保護の措置に関す
る情報であって規
則で定めるもの